

不適合とは、本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為(判断)とは異なる行為(判断)を言います。法律等で報告が義務づけられているトラブルから、発電所の通常の点検で見つかる計器や照明の故障など、広い範囲の不具合事象が対象になります。

平成22年7月20日に不適合管理委員会で審議された不適合事象は、下記のとおりです。

区分 : 該当なし  
 区分 : 該当なし  
 区分 : 該当なし  
 その他 : 24 件

NO.	号機等	不適合件名	グレード	備考
1	1号機	原子炉冷却材再循環系サンプルライン外側隔離弁点検時、制御用空気供給弁(ミニチュア弁)のグランド部に空気漏れが認められたため、当該弁を点検補修。	G	
2	1号機	ドライウェル冷却系送風機(B)用電動機点検時、フレキシブル電線管に亀裂が認められたため、当該電線管を交換。	G	
3	1号機	制御棒駆動水圧系水圧制御ユニット(38-31)の手動弁(115弁)点検時、弁体にキズ(ごみ噛み)が認められたため、当該弁体を交換。	G	
4	1号機	制御棒駆動水圧系水圧制御ユニット(06-23)の手動弁(103弁)点検時、弁体にキズ(ごみ噛み)が認められたため、当該弁体を交換。	G	
5	1号機	低圧蒸気タービン(A~C)用の部品(グランドパッキンケーシング)点検時、端面に浸食が認められたため、当該部を補修。	G	
6	1号機	低圧蒸気タービン(B)の内部車室浸透探傷検査時、上半の各部に指示模様(線状、円形状)が認められたため、当該部を補修。	G	
7	1号機	制御棒駆動水圧系アキュームレータ漏えい検出用レベルスイッチにおいて、動作不良(復帰不良3台、チャタリング2台)が認められたため、当該スイッチを点検補修。	G	
8	1号機	主復水器連続洗浄装置ボール回収器(A~F)切替弁点検時、軸及び軸受けフランジに腐食が認められたため、当該部を補修。	G	
9	1号機	低圧蒸気タービン(B)内部車室点検時、部品(上半のヒートパッフル)の止め金具に浸食が認められたため、当該金具を交換。	G	
10	1号機	制御棒駆動水圧系水圧制御ユニット(10-23)の手動弁(103弁)点検時、弁体の当たり不良(摩擦)が認められたため、当該弁体を交換。	G	
11	1号機	主蒸気ヘッダードレン水位スイッチ点検時、フロート取付棒に打痕が認められたため、当該取付棒を交換。	G	
12	1号機	電動機駆動原子炉給水ポンプ給水流量調節弁(B)点検時、シート面にキズ(ゴミ噛み)が認められたため、当該弁のシート面を補修。	G	
13	1号機	主蒸気隔離弁(内側)の弁体パイロットシート部の浸透探傷検査時、指示模様が認められたため、対応検討。	G	
14	1号機	原子炉内点検時、パッフルプレート上にゴム状のもの1個及び線状のもの2個が認められたため、回収するとともに、機器等へ影響を及ぼさないものと判断、異物混入について注意喚起。	G	

NO.	号機等	不適合件名	グレード	備考
15	1号機	原子炉冷却材浄化系循環ポンプ(A)点検時、回転子の触れ測定値に管理値外れが認められたため、当該回転子を交換。	G	
16	1号機	低圧蒸気タービン(C)内部車室点検時、下半各部の溶接線部に指示模様(線状、円形状)が認められたため、当該部を補修。	G	
17	1号機	制御棒駆動水圧系スクラム排出容器(A)水位計隔離弁において、シートリークが認められたため、当該弁を点検補修。	G	
18	1号機	低圧蒸気タービン(B)内部車室点検時、上半各部の溶接部に浸食が認められたため、当該部を補修。	G	
19	1号機	残留熱除去系計装配管の隔離弁と配管の溶接部の浸透探傷検査時、隔離弁(4台)の弁箱側に指示模様(線状)認められたため、対応検討。	G	
20	1号機	低圧蒸気タービン(A)内部車室点検時、部品(上半ヒートバッフル)の止め金具に浸食が認められたため、当該金具を交換。	G	
21	1号機	低圧蒸気タービン(C)内部車室水平継手締め付けボルトの磁粉探傷検査時、3本に線状磁粉模様が認められたため、当該ボルト・ナットを交換。	G	
22	1号機	低圧蒸気タービン(A)内部車室点検時、上半各部の溶接線部に指示模様(線状、円形状)が認められたため、当該部を補修。	G	
23	2号機	気体廃棄物処理系除湿冷却器出口水素濃度計において、指示値不良(変動する)が認められたため、当該計器を点検。	G	
24	4号機	換気空調系原子炉建屋給気ダクトにおいて、亀裂が認められたため、当該亀裂箇所を補修。	G	